

LPガス料金等のご請求からお支払までの流れ

毎月5日～10日頃

ガスメーターの検針にお伺いいたします。
LPガス料金は、毎月の検針（ガスメーターの指示数の読取）結果にもとづいて算出いたします。
その他に請求する代金がある場合は、LPガス料金に合算してご請求いたします。

毎月 15 日

前月16日～当月15日まで、ご利用いただいたガス料金等を15日締めにてご請求させていただきます。

毎月20日前後

請求書をご送付申しあげます。

- ・お支払い方法が口座振替のお客さまにつきましては、請求額をご確認のうえ、振替日（毎月26日）の前日までに口座へのご入金をお願い申しあげます。尚、LPガス料金以外にお取引がない場合は、検針時にお渡しする、検針請求書を請求書とさせていただきます。
- ・お支払方法が振込のお客さまには、各金融機関及びコンビニエンスストアでのお取り扱いが可能な振込用紙を送付いたします。翌月5日までのお支払をお願い申しあげます。

毎月 26 日

口座振替日（金融機関休業日の場合は翌営業日）

毎月30日前後

ご事情により口座振替が不納となったお客さまには口座振替不納明細書を送付いたします。各金融機関及びコンビニエンスストアでのお取り扱いが可能な振込用紙を添付いたします。翌月10日までのお支払をお願い申しあげます。

※請求締め日直前のご入金につきましては、金融機関等の取り扱い及び弊社業務の都合上、請求書へ入金反映されない場合がございます。ご了承ください。

供給停止について

当社はお客さまが次のいずれかに該当する場合には、ガスの供給を停止することあります。その場合、当社が損害を受けたときはその損害を賠償していただきます。

- (1) 支払期限を経過しても、料金のお支払いがない場合。
- (2) 支払を要するガス料金以外の責務のお支払いがない場合。
- (3) ガスを不正に使用した場合。

尚、供給を停止する5日前までに「供給停止予告」をいたします。支払期限は、毎月検針日（検針請求書発行日）よりその末日までといたします。

口座振替指定金融機関

東北銀行 本支店	東北労働金庫 本支所
岩手銀行 本支店	岩手県信連 本支所
北日本銀行 本支店	県内JA各農業協同組合 本支所
みちのく銀行 本支店	ゆうちょ銀行 本支店
秋田銀行 本支店	七十七銀行 盛岡支店のみ
みずほ銀行 本支店	北上信用金庫 本支店
盛岡信用金庫 本支店	
振替日 26日（金融機関休業日の場合は翌営業日）	

ガス料金等口座振替払い届出書記入の際の注意事項

- ◎お客さま番号は、「検針請求書」に記載されております。
- ◎ご依頼人の住所は、ガスの使用住所と同じものをお書きください。
- ◎届出印は、1枚目と2枚目の金融機関届出印の欄にお忘れなくお願いいたします。



盛岡ガス燃料株式会社

盛岡市上堂1丁目7番45号

電話 019-647-1151

<http://www.morigasnen.co.jp>